

## 西予市森林整備担い手確保育成対策事業実施要領

令和7年4月21日

西予市告示第110号

(目的)

第1条 この事業は、林業従事者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生の実施等を図ることにより、資質の高い森林整備の担い手を確保育成することを目的として、実施するものとする。

(事業内容等)

第2条 事業種目ごとの事業実施主体、事業内容及び補助対象者の要件等は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(事業計画の認定等)

第3条 事業を実施しようとする事業実施主体は、西予市森林整備担い手確保育成対策事業事業計画(変更)認定申請書(様式第1号)により、市長に事業計画の認定を申請するものとする。

2 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、事業実施主体に通知するものとする。

3 事業計画の認定を受けた事業実施主体は、事業計画の内容において以下の変更が必要な場合は、事業計画を変更するものとする。この場合において、事業計画の変更については、前2項に準じて行うものとする。

(1) 事業内容(事業種目)の追加

(2) 負担区分の増

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(報告)

第4条 事業実施主体は、事業完了後遅滞なく、西予市森林整備担い手確保育成対策事業就労環境改善状況報告書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月21日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則([令和7年西予市告示第140号](#))

この告示は、令和7年6月2日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則(令和8年西予市告示第104号)

この告示は、令和8年5月11日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表第1（第2条関係）

事業種目ごとの事業実施主体、事業内容及び補助対象者の要件

事業種目	事業実施主体	事業内容	補助対象者の要件	備考
1 森林組合作業班等確保育成事業	市内に事務所を有する森林組合、第三セクター、森林組 outputs資林業会社、認定事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律第5条の規定により認定を受けた事業体、意欲と能力のある林業経営者と連携協定を締結した林業事業体及び広域事業体。以下「森林組合等」という。）	林業従事者の退職金制度の加入	森林組合作業班員並びに第三セクター、森林組 outputs資林業会社、認定林業事業体、意欲と能力のある林業経営者と連携協定を締結した林業事業体及び広域事業体の社員で、造林及び伐採搬出等の現場作業に年間150日以上従事する者（年間の現場作業従事日数は、事業実施年度の4月1日から3月31日までの1年間に従事した日数とする。）	補助対象とする退職金制度は、林業退職金共済制度（以下「林退共」という。）及び林退共に相当する退職金制度とする。
2 林業労働安全衛生推進事業	(1) 労働安全装備品整備	同上	林業従事者への労働安全に資する装備品の整備	補助対象とする装備品並びに機械及び器具は、別表第2に掲げる品目を標準とする。
	(2) 労働安全機械器具整備	同上	労働安全に資する機械及び器具の整備	
3 蜂アレルギー災害未然防止対策事業	(1) 蜂アレルギー検査推進	森林組合等	林業従事者の医療機関での蜂アレルギー検査の受診	森林組合作業班員並びに第三セクター、森林組 outputs資林業会社、認定林業事業体、意欲と能力のある林業経営者と連携協定を締結した林業事業体及び広域事業体の社員で、造林及び伐採搬出等の現場作業に従事する者（以下「森林組合職員等」という。）
	(2) 自動注射器購入支援	同上	林業従事者の蜂毒に起因するアナフィラキシー反応に対する自動注射器の購入	森林組合職員等のうち蜂アレルギーの検査で陽性と判断された者

別表第2（第2条関係）

林業労働安全衛生推進事業で補助対象とする標準品目

区分	品目
<p>装備品</p>	<p>安全ヘルメット、安全ズボン、安全靴、安全ブーツ、地下足袋（チェーンソー使用時を除く）、安全ベルト、雨合羽、ウェザースーツ（防湿防水服）、チェーンソー防護服切創防止用保護衣、空調服、防振手袋、保護眼鏡、防塵ゴーグル、イヤーマフ、くさび、耳栓、防蜂網、すねあて、呼子（笛）、腰痛予防器具、電熱式防寒服、ネッククーラー、パワーアシストスーツ</p>
<p>機械及び器具</p>	<p>業務用無線機（主に作業現場用）、衛星携帯電話機（主に労働災害等緊急連絡用）、緊急時自動伝達装置（主に現場作業用）、伐倒方向指示器、繊維ロープ（主に集材作業用）、オートチョーカー（主に荷掛用）、けん引具（主にかかり木処理用）、フェリンググレバー、木廻しベルト、くさび打ち用衝撃吸収ハンマー、AED、救急担架、救急箱、血圧計、熱中症みはり計、墜落制止用器具、簡易トイレ、立ち入り禁止表示</p>

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年度西予市森林整備担い手確保育成対策事業  
事業計画(変更)認定申請書

第 号  
年 月 日

西予市長 様

事業体

西予市森林整備担い手確保育成対策事業を下記のとおり実施したいので、西予市森林整備担い手確保育成対策事業実施要領第 3 条の規定に基づき、事業計画(変更)の認定を申請します。

(注) 変更の場合

- ・ 記 1 は、変更後の内容を記載すること
- ・ 記 2 は、2 段書きとし、上段に変更前、下段に変更後の内容を記載すること

記

1 事業の目的

## 2 事業の内容

### (1) 森林組合作業班等確保育成事業

事業費(円)	負担区分	
	市費(円)	その他(円)

### (2) 林業労働安全衛生推進事業

#### ア 労働安全装備品整備

事業費(円)	負担区分	
	市費(円)	その他(円)

#### イ 労働安全機械器具整備

事業費(円)	負担区分	
	市費(円)	その他(円)

### (3) 蜂アレルギー災害未然防止対策事業

#### ア 蜂アレルギー検査推進事業

事業費(円)	負担区分	
	市費(円)	その他(円)

イ 自動注射器購入支援事業

事業費(円)	負担区分	
	市費(円)	その他(円)

(4) 合計

事業費(円)	負担区分	
	市費(円)	その他(円)

様式第2号(第4条関係)

年度西予市森林整備担い手確保育成対策事業  
就労環境改善状況報告書

第 号  
年 月 日

西予市長 様

事業体

西予市森林整備担い手確保育成対策事業について、西予市森林整備担い手確保育成対策事業実施要領第4条の規定に基づき、就労環境改善状況を報告します。

記

1 事業の成果

## 2 就労環境改善実績

事業開始前の就労環境	改善内容	備考

改善内容の欄には、補助を受けることにより改善した事項について記載すること。